

平成 2 5 年 藤枝市議会 9 月定例会

建設経済環境委員会委員長報告書

(議案審査)

平成 2 5 年 1 0 月 2 日

[本 会 議]

本委員会に付託されました、議案１０件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に、ご報告いたします。

最初に、「第５３号議案 平成２５年度藤枝市一般会計補正予算（第２号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

初めに、歳入関係で「１４款２項４目 土木費国庫補助金中、社会資本整備総合交付金について、道路事業における社会資本整備総合交付金は市の計画どおりに交付されているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「国が海岸や河川などの防災面を重点化しているため、道路事業への交付の内示は６７％となっており、工事計画に見合った金額が交付されていない。」という答弁がありました。

次に、歳出関係で、「４款２項２目 環境政策推進費中、我が家のエコ支援事業費について、増額補正する理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「太陽光発電設備の設置件数や新エネルギー機器の導入件数について、７月に業者への聞き取り調査を行ったところ、太陽光発電システムが当初見込み６００件を上回る７００件以上、新エネルギー機器についても５０件以上の希望があり、予想を超える状況となったことや、平成２６年度からの消費税率引き上げが見込まれる中での駆け込み需要で、さらなる増加が予想されるため、増額補正により対応することとした。」という答弁がありました。

次に、「６款２項１目 林業総務費中、竹林対策事業費について増額補正する理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「本事業は薮田地区、薮田西地区を対象にした２４年度の事業であったが地権者との調整がつかなかったため、未実施に終わっていた。２５年度に入り地権者の同意が得られたため、不足分１．９１ヘクタール分を補正で対応することとした。」という答弁がありました。

次に、「７款１項２目 商工振興費中、藤枝ブランド創設事業費について、藤枝ブランド創設事業は、どのような流れで進んでいくのかを伺う。」という質疑があり、

これに対して、「藤枝ブランド創設事業は、一次産品、二次産品、三次産品、六次産品の全体を藤枝ブランドとするための取り組みであり、藤枝ブランド事業検討委員会による仕組みづくりから、藤枝ブランド推進協議会によるブランド認定、そして広報活動へ移行していく流れで進めていく。

なお、検討委員会メンバーは副市長をトップに大井川農協、藤枝商工会議所、岡部商工会、学識経験者として静岡産業大学教授やブランド化の取組み実績のある専門家など、8名を予定している。推進協議会のメンバーについては、あらためて検討のうえ、発足予定である。」という答弁がありました。

次に、「8款2項3目 道路新設改良費中、道路新設改良事業費について、社会資本整備総合交付金の金額が抑えられたことによる歳入の減により、事業費の確保が難しくなっていると思うが、今後の方針や対策があるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「社会資本整備総合交付金事業の中で、防災安全交付金事業は採択基準が緩やかなので、これまで単独事業、あるいは、起債事業でやってきたものを極力、防災安全交付金事業にもっていくことにより事業費を確保していきたい。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第63号議案「藤枝市岡部農村集会場条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第64号議案「藤枝市農業担い手センター条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第65号議案「市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第66号議案「藤枝市火入れに関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第67号議案「藤枝市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

た。

次に、第 68 号議案「藤枝市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例」について、申し上げます。

初めに「附則の中の経過措置に該当する霊園はあるか。また、該当する霊園がある場合、その霊園は今後、経営を続けることに問題はないか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「岡部地区に 10 年以上前から営業している霊園が一か所ある。経営者は、近隣地域に説明し、了解を得て設置しており、経営を続けることに何ら問題はない。」という答弁がありました。

次に、「県内で、この条例を施行している自治体は他にあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「県内で、この条例を制定しているのは牧之原市だけである。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 69 号議案「藤枝市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「第 31 条『納期限後に納入する料金に係る延滞金』を削除する理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「上水道使用料は最高裁判決で民法上の債権、いわゆる私債権であるとの判決が出ていることから、地方自治法に基づいた延滞金を徴収することができないとの判断に基づき、削除するものである。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 70 号議案「藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第 71 号議案「藤枝市農業集落排水事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。